

平成30年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 財政経営部
 財政課 行財政改革課 管財課 市民税課 資産税課 収納推進課
 3 監査実施期間 平成30年 7月25日から平成30年 7月27日まで
 4 監査結果報告 平成30年11月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【財政課】

共通（2）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 臨時職員関係書類において、日付の記載漏れ。	【措置済】 平成30年 7月27日 日付の記載漏れのあった「臨時職員通勤届」について、当該書類を徴取した日付を記載するとともに、今後は必要事項の記載漏れ等の不備がないよう、書類チェックの徹底について課員全員に周知を行った。

【管財課】

共通（2）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 臨時職員関係書類において、日付の記載漏れ。	【措置済】 平成30年 7月26日 日付の記載漏れのあった「臨時職員任用申請書」について、当該書類を徴取した日付を記載し、正しく処理をした。また、今後同様の誤りがないよう、課内周知を行った。

【市民税課】

<p>共通（１）支出事務について 支出負担行為書において、支出負担行為日の誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月26日 事前調査で確認された会計事務書類の不備については、同日付で補整を行った。また、再発防止に向け、会議などの場において支出負担行為の意義等について課員に説明し、適切に事務処理を行うよう周知した。</p>
<p>共通（２）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>イ 回議付せんにおいて、必要事項の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月26日 事前調査で確認された会計事務書類の不備について、同日直ちに記載が漏れていた分類区分及び保存期間を記載した。また、再発防止に向け、朝礼や係会議等の場において、回議付せんの必要事項について記載を徹底するよう指示した。</p>
<p>（１）現金等の管理について レターパックについて、残数の確認が毎日されていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月26日 レターパックについて、使用しない日の残数確認が不十分であったため、毎日欠かさず残数確認を行うよう、事前調査後に直ちに周知を図り、課員の意識付けを行った。指摘された以後については、漏れなく残数確認を行い、適切な運用を行っている。</p>
<p>（２）支出事務について 負担金補助及び交付金の支出において、請求書に住所の記載漏れが見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月26日 請求書における請求者の住所の記載漏れについては、その必要性について課員の認識が不十分であったため、事前調査後、直ちに注意すべき内容として文書にまとめ、常に意識するよう課員に指示した。また、後日の朝礼や課内会議等の場において必ず確認するよう周知を図るなど、再発防止に取り組んでいる。</p>
<p>（３）文書管理について 旅行命令の関係書類において、四日市あすなろう鉄道と記載すべきところ近鉄と記載されていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月26日 行程表における路線名の記載が不正確であったため、今後正確な記載を行うよう、指摘を受けた本監査後、直ちに課員に指示した。また、その後においても庶務担当や上位職などによる牽制を働かせ、同様の不適切な事務処理が発生しないよう取り組んでいる。</p>

【資産税課】

<p>共通（１）支出事務について 支出負担行為書において、支出負担行為日の誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月25日 指摘箇所を直ちに補正するとともに、支出事務について負担行為日を始めとする基礎的な事実認識を確実にするよう全課員に課内会議及び係会議を通じて周知を図った。また係長、課長補佐に対しては決裁の際に確実なチェックが行われるよう指導した。 なお、会計管理室開催の研修に若手職員を中心に受講させるなど、今後も課員の会計事務の基礎知識習得に配意し適切な事務処理を心がけていく。</p>
<p>共通（２）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>イ 回議付せんにおいて、必要事項の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月25日 指摘箇所を直ちに記載するとともに、回議付せんは公文書であり、分類区分等必要事項に記載漏れがないよう、課内会議及び係会議を通じて全職員に周知し、課内の意識改革を行った。 また、起案文書については係長、課長補佐の各段階で確実なチェックが行われるよう指導し、再発防止に努めている。</p>
<p>（１）契約事務について 予定価格を超えた見積金額並びに消費税及び地方消費税相当額が計上されない契約金額で契約が締結されていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月25日 2者見積りにおいて予定価格を超える場合は、不調にし再度条件を見直したうえで再見積りするなど正式な手順を踏むよう担当職員に指導を行った。全課員に対しても課内会議及び係会議により周知し、課内の意識改革を行った。 また、消費税及び地方消費税相当額の計上については、見積書提出の段階で見積書の内容を精査し慌てず余裕を持って対処できるよう、見積書請求等の事務処理は、早めに行うよう課員に周知した。 今後も調達・会計事務の知識習得に努め適切な事務処理を心がけていく。</p>

平成30年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	定期監査及び行政監査
2 監査対象	財政経営部 財政課 行財政改革課 管財課 市民税課 資産税課 収納推進課
3 監査実施期間	平成30年 7月25日から平成30年 7月27日まで
4 監査結果報告	平成30年11月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【財政課】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 平成30年度から公会計・行財政改革推進室が行財政改革課となり、新地方公会計や指定管理者制度の業務が移管されるとともに課員が2名減となったほか、係長級職員の減に伴い、財政課の時間外勤務時間数は平成29年度実績5,112時間（対象人員11人、一人当たり平均月38.9時間）から平成30年度実績5,424時間（対象人員8人、一人当たり平均月56.5時間）と大きく増加した。なお、公会計・行財政改革推進室の2名を除く9名の平成29年度実績5,085時間（一人当たり平均月47.1時間）と比べても、平成30年度実績は増加している。 今後は、繁忙期以外の時期において、週休日の振替、ノー残業デーやライトダウン等の実施を周知徹底するとともに、3月中下旬から5月頃は、可能な限り全員が定時で退庁する等の対策を実施することで、時間外勤務の縮減を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年度には、繁忙期以外の時期において、週休日の振替や、可能な限り全員が定時で退庁する等の対策を実施したほか、予算資料作成の事前依頼や懸案の事前調整を行うなどの時間外勤務の抜本的な縮減を図った結果、前年度よりも大幅に減少する見込みである。 ・平成30年4月～11月実績2,555時間 （対象人員8人、一人当たり平均月39.9時間） ・平成31年4月～令和元年11月実績2,227時間 （対象人員8人、一人当たり平均月34.8時間）</p>

<p>イ 依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p> <p>【改善事項】</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>平成30年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」において、原則として月45時間かつ年360時間、特例として年720時間（単月100時間未満または2～6ヶ月平均のいずれも80時間以内）の時間外労働の上限規制が導入された。本市においても、「四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例」が一部改正されたことから、繁忙期の業務の進め方を見直す必要がある。</p> <p>財政課については、例年10月から1月までの繁忙期の当初予算編成時の業務負荷が非常に多大であることから、平成30年度も依然として労災認定基準を課員全員が上回っている状況にある。</p> <p>今後は、経常経費の予算調整のパターン化を図るとともに、効率的に推進計画事業の調整を進めることで、これまで時間を要していた作業の更なる効率化に取り組み、職員の負荷軽減に努めていく。加えて、関係各部署に対して事前に資料の作成依頼や方向性の調整を行うなど予算要求精度の向上を図り、時間外勤務の抜本的縮減に取り組んでいく。</p>
<p>共通（2）内部事務管理について</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日</p> <p>平成30年度は予算担当者8人中8人全員が10月から1月までの間に過労死の労災認定基準を上回っており、さらに令和元年度は8人中7人が11月に100時間を超える時間外勤務を行っている状況にある。</p> <p>国の働き方改革関連法で示された、原則として月45時間かつ年360時間、上限として年720時間（単月100時間未満かつ複数月80時間以内）の基準を順守するためには、新年度予算調整などの繁忙期に多大な負荷のかかる業務の進め方を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>今後は、調整作業の効率化をはかるために、予算要求時期の前倒しや経常経費の予算調整のパターン化などについて引き続き検討を重ねることで、過重労働の解消に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日</p> <p>決裁において間違いやすい日付、支出先等をより重点的に確認するべく、課内に注意喚起した。また、予算書や資料のチェックの拠所となるノウハウをベテラン職員から経験年数の浅い職員へ確実に引き継ぐため、チェック内容を記した見本や過去の正誤表を記録として一冊のファイルに取りまとめ、課内での知識共有を図った。今後も、事務処理における注意事項等について課内で共有し、内部事務管理の徹底を図っていく。</p>

<p>(1) 公債費について 実質公債費比率(*)は年々改善されてきたが、「行財政改革プラン2017」の目標値(7.5%以下)にやや届かない結果(7.8%)となった。今後も公債費の平準化を考慮しながら、財源の調達に努めること。 【改善事項】 * 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 近年は、過去に発行した起債の償還が順次終了していることに加え、新規の市債の発行抑制を行っていることにより、実質公債費比率は年々着実に改善している。一方で、平成29年度決算における全国市町村の実質公債費比率は中核市平均が6.2%、市町村平均が6.4%となっており、他市町村と比較すると依然比率が高い状況にあるため、引き続き健全な財政運営に向けた取り組みを行っていくことが必要となる。 令和元年度当初予算編成においては、国体関連施設の整備や文化会館の大規模改修等の大規模事業が予定されている中で、交付税措置のない一般単独事業債等の市債の発行抑制に努め、起債に頼らず、将来世代に負担を残さない予算編成を行った。</p>
<p>(2) 基金の創設について 公共施設の老朽化への対応のため、新たに基金を設置するとのことである。今後の基金の大きな柱となるものであり、将来的な負担を平準化させ、市民にとっての負担が軽減されるような運用を目指すこと。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 9月4日 平成30年度は、一般会計等で発行した地方債の元利償還金や、下水道事業会計の元利償還金に充当される一般会計からの繰出金が減少したことに加え、税収等の増に伴い標準財政規模が増加したことから、実質公債費比率は6.2%となり、「行財政改革プラン2017」の目標値を超えて大幅に改善した。今後も引き続き公債費の削減を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 本市の公共施設は、昭和40～50年代に建設した公共施設が多数存在しており、十数年後から建替え時期が集中して多額の経費を必要とする見込みである。さらに、建替えが集中する時期は、人口減少と高齢化のピークに重なる見込みである。そのため、平成30年度中に積立目標200億円のASETマネジメント基金を新設し、将来の市民負担の平準化に努めたところである。今後は同基金の長期の債券運用も視野に入れつつ、持続可能で健全な財政運営を行っていくよう努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 本市の公共施設は、昭和40～50年代に建設した公共施設が多数存在しており、十数年後から建替え時期が集中して多額の経費を必要とする見込みである。さらに、建替えが集中する時期は、人口減少と高齢化のピークに重なる見込みである。そのため、平成30年度中に積立目標200億円のASETマネジメント基金を新設し、令和元年度には同基金の長期の債券運用も開始した。今後も引き続き持続可能で健全な財政運営を行っていくよう努めていく。</p>

<p>(3) 資金運用について 他会計への短期貸付けなど市全体としての資金の有効活用について検討がなされている。短期の資金調達の手段とはなり得るが、まずはそれぞれの会計において、会計間の貸付を必要としないような財政運営に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年5月31日 資金収支計画に基づき事前に予測できる一時的な資金不足に対しては、1年以内の短期貸付（一時借入金）によって会計間で資金を融通できる可能性があるものの、当分の間、一般会計の一時的な収支不足は基金の繰替運用により十分解消できる見込みであるため、企業会計から短期の貸付を受けるニーズがない状況にある。一方、各企業会計においては、一般会計からの繰入金の時期及び金額によって資金不足を解消できるよう調整しているため、通常は一般会計から貸付を行う必要がない。また、一般的には、財政状況の悪化した一般会計が企業会計から借入を行う場合など、他会計への貸付は財政運営上のいわゆる禁じ手を使ったと受け取られる恐れがあることから、本市の各会計においても、会計間の貸付を必要としないような財政運営に今後も引き続き努める。</p>
<p>(4) 補助金の見直しについて 負担金補助及び交付金については、継続して見直しを行っているが、一般社団法人及び一般財団法人への運営費補助などに注意を払いながら、引き続き整理を行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和元年5月31日 補助金等の対象事業については、事業費補助を原則としているが、個別の事業費補助に分解できない、または分解することが現実的でない場合や、人的支援・物的支援を行うより効率的である場合は、例外として運営費補助を認めている。その場合は、当該団体の活動の公益性や財務・資産状況、補助金額の積算の妥当性といった視点から確認を行っている。今後も、繰越金等が補助金額を上回っている団体や、多額の資産を有する団体については補助金の廃止や削減を検討するなど、引き続き公平性の観念に照らした補助金の見直しを行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和元年11月30日 補助金等の対象事業については、事業費補助を原則としているが、個別の事業費補助に分解できない、または分解することが現実的でない場合や、人的支援・物的支援を行うより効率的である場合は、例外として運営費補助を認めている。その場合は、当該団体の活動の公益性や財務・資産状況、補助金額の積算の妥当性といった視点から確認を行っている。さらに、「令和2年度当初予算追加資料 補助金・負担金一覧表」から、「四日市市補助金等交付基準」に沿って見直しを行った補助金の一覧を掲載し、事業整理の「見える化」も図ることとする。今後も、繰越金等が補助金額を上回っている団体や、多額の資産を有する団体については補助金の廃止や削減を検討するなど、引き続き公平性の観念に照らした補助金の見直しを行っていく。</p>

<p>(5) 予算要求時期の見直しについて 予算編成時には連続1か月以上の勤務が発生している。予算編成は前年度決算や中期財政収支見通しを踏まえて、例年10月に翌年度当初予算の編成方針を策定し、これを受け各課は予算要求作業に入ることとなるが、予算編成にかかる事務の効率化のため、経常的な経費については先に要求させるなど、当初予算要求の時期の前倒しについて検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 本市の議会日程上、代表質問や予算常任委員会全体会の日程を確保するため、他自治体と比べて当初予算案を議会に提出する時期が2週間程度前倒しとなっている。当初予算編成にあたっては、予算要求の前の段階から前年度からの課題、懸案事項等を調整することにより、効率的な予算編成作業ができるよう努めていく。さらに、早期に予算編成作業に取り掛かるため、二次的経費の要求時期の前倒しも検討する。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 当初予算編成にあたっては、要求資料の様式標準化や、予算要求の前の段階から前年度からの課題、懸案事項等を調整することにより、効率的な予算編成作業ができるよう努めていく。さらに、早期に予算編成作業に取り掛かるため、二次的経費の要求時期の前倒しも引き続き検討する。</p>
<p>(6) 人財育成について 当課の業務は、各所属の業務のポイントを上手く掴んで、それを咀嚼したうえで、デジタル化していくという作業を極めて短時間でやる必要がある。より円滑な予算編成を行うためにも、経験の浅い職員に対しては十分にサポートを行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日 財政課では、係制ではなくグループ制を採用しており、経験年数の長いベテラン職員と新人職員をペアで配置し、年間を通じてベテラン職員が新人育成を行う体制としている。また、予算担当替えを極力抑制することによって負荷を軽減し、課全体の業務平準化や応援体制につなげ、全員の時間外勤務の縮減を図っていく。</p>

<p>(7) 四日市市時間外勤務適正化対策本部について</p> <p>ア 時間外勤務時間の縮減に向けて全庁的に取り組んで行くため、総務部を所管する副市長を本部長として、他の1人の副市長、各部長で組織されている。庁内組織ではあるが、どれくらいの効果が出ているのか客観的に把握する必要があると考える。評価者を明確にしたうえで、その評価方法について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>全庁的な時間外勤務の縮減については、平成28年5月に四日市市時間外勤務適正化対策本部を設置し、長時間労働の是正等に取り組んできたところだが、平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成31年4月から順次施行されることとなったことに伴い、平成31年3月に本部長を市長とする「働き方改革推進本部」を立ち上げ、その下に「人事制度検討部会」と「AI等導入検討部会」の二つの部会を設置し、従来の時間外勤務適正化対策本部は新たな人事制度検討部会に改編することとした。今後は、この推進本部において、AIやRPA等のICT導入による事務改善など、新たな取り組みによる時間外勤務縮減の効果については、事前に費用対効果を見積もるとともに、導入前後の比較によって縮減効果を的確に把握するように努めていく。</p>
<p>イ 管理職の時間外勤務については、データすらなく実態を把握できない状況であるため、長時間労働による労働環境のリスクが見えなくなっている。管理職の時間外勤務も把握したうえで、全体としてのリスク管理に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日</p> <p>令和元年度は、全庁的な時間外勤務の縮減を図るため、平成31年3月設置の「働き方改革推進本部」が主導し、AIやRPA等のICT導入による事務改善に取り組むとともに、次年度についても、「働き方改革推進本部」が導入を決定したAIやRPA等に対し積極的な予算措置を行った。ICT導入による時間外勤務縮減の効果について、導入前後の比較によって縮減効果を的確に把握したうえで、適切な評価方法を引き続き検討する。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>新年度予算調整の繁忙期等には所属長も含め一斉に時間外勤務を行っていることから、管理職の長時間労働についても課題であると認識している。管理職の登庁・退庁時間を個人で記録しておくよう、平成30年度中のうちに指示がなされたところだが、庶務事務システム等によって管理職の勤務時間も把握できるような仕組みの構築についても人事課と協議していく。また、財政課においては、当初予算要求の時期の前倒し等を実施して業務平準化を図ることで、管理職も含めた課全体の時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日</p> <p>新年度予算調整の繁忙期等には所属長も含め一斉に時間外勤務を行っていることから、管理職の長時間労働についても課題であると認識している。財政課においては、管理職がエクセルに時間外勤務時間を入力することで状況把握に努めるとともに、当初予算要求の時期の前倒し等を実施して業務平準化を図ることで、管理職も含めた課全体の時間外勤務の縮減に努めていく。また、管理職の勤務時間も把握できるようなシステム等の構築についても、引き続き人事課と協議していく。</p>

<p>(8) 繁忙期における勤務体制について 繁忙期においては、土、日を含め連続して1か月以上の勤務がなされる場合があるとのことである。所属長は職員の健康維持のために、繁忙期においても休日を取得できるようなマネジメントを行うこと。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 決算や新年度予算調整の繁忙期には、全職員の健康管理が特に重要であることから、各職員の体調等についてこまめに確認するとともに、グループ制を活用して、交代で計画的に年休を消化するなど業務分担の適正化・平準化を図ることで、職員の健康管理に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 決算や新年度予算調整の繁忙期には、全職員の健康管理が特に重要であることから、各職員の体調等についてこまめに確認するとともに、グループ制を活用して、交代で計画的に年休を消化するなど業務分担の適正化・平準化を図ることで、職員の健康管理に努めていく。特に、決算作業で7月の休日に出勤した際は、原則振替休日を取得することで、職員の健康維持に注力した。</p>

【行財政改革課】

<p>(1) 任務目的及び活動指標について 当課は、昨年度まで財政経営課の課内室としてあった公会計・行財政改革推進室が今年度から課として組織された所属であることから、課としての任務目的及び活動指標が定まっていない。行財政改革の推進に向け、その達成度を測ることができる任務目的及び活動指標を定めて、着実に業務を遂行していくこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 8月 1日 平成30年度の定期監査の指摘を受け、当課の任務目的及び活動指標として、財政経営課の行財政改革に関する事項を引き継ぎ、任務目的として、「目的志向・成果重視の行政運営システムにより、効率的かつ計画的で持続可能な行財政運営を進める」とし、成果・活動指標として、「行財政改革プランの達成度（SとAの割合）80%以上」とした。</p>
<p>(2) 人員体制について 当課の業務は、行財政改革プランにおける目標達成の進捗管理や財務書類の作成などであり、専門的な知識・技術とともに経験の積み重ねと市政全体を見渡した広い視野からの判断力が求められる。職員3人という少ない体制であるが、そうした能力をフルに発揮して懸案事項に対処していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 2月 1日 平成30年10月より、行財政改革の業務に対処するため、再任用職員1名を配属、また、平成31年2月より公会計の業務に対処するため、任期付職員を配属し、体制の強化を行い、課として、専門的知識や広い視野を持つ能力の向上を図った。</p>
<p>(3) 国の地方制度改革に係る情勢の把握について 内閣府に設置されている地方制度調査会において調査審議されている地方制度に関する重要事項など、国における地方制度改革に係る議論状況について、引き続き情報収集をしっかりと行うとともに、担当課へその情報を提供することにより、制度改革があったときにスムーズに対応できるよう準備しておくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月 1日 平成30年度において、PPP・PFIに関して、国土交通省主催の「PPP/PFIセミナー」、また、地域における公共連携のための「みえ公民連携共創プラットフォームセミナー」に参加し、情報収集に努め、庁内関係部局に情報提供を行った。 また、県主催のRPAの勉強会に参加する等、AI・RPAを取り巻く全国の動向等の情報収集を行った。それらを踏まえて、AI・RPAに関する全庁的な研修会を行った。</p>

<p>(4) 新地方公会計制度について</p> <p>ア 地方公共団体における会計制度において、財政の透明性を高めるため、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報を補完するものとして複式簿記による発生主義会計の導入が求められ、平成28年度決算(平成29年度作成)から「統一的な基準」による財務書類を作成し公表しているが、今までの単式簿記による決算との見比べが難しい。市民に対して本市の財政状況を説明する資料は、それぞれの長所を生かした、わかりやすいものとする。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>平成31年2月より、公認会計士の資格を持つ任期付職員1名を配属し、課の体制強化を図った。その見識を活用し、市民の理解がより深くなるよう、従来より作成してきた財務書類の見直しを進めていく。特に平成30年度から作成している「施設別行政コスト計算書」については、減価償却費等、単式簿記による現金主義会計では把握できない費用を含めた各施設のコスト分析が可能となる。各施設の現況がより一層明確になるよう、前年度との比較ができるようにするなど改良を加えていく。</p>
<p>イ 財務書類の1つである行政コスト計算書について、部門別及び施設別の計算書の作成に取り組んでいる。施設別行政コスト計算書の作成にあたっては、施設において提供されるサービスがどれぐらいの使用料等の収入で賄われているか、減価償却費などの現金の支出を伴わないコストがどれぐらいあるかなどを見える化するとともに、市民一人ひとりにコスト意識を持ってもらえるように、これを使って本市の財政状況をわかりやすく説明していくこと。</p> <p>人口減少社会を迎え、公共施設は将来的に統廃合及び集約化の方向に向かっていくなかで、施設別行政コスト計算書の指標等を活用しながら、施設担当課とも連携して施設のマネジメントを推進していくこと。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月28日</p> <p>令和元年度作成分より、前年度との比較ができるように、市民一人当たり、測定単位当たりの純行政コストを2ヵ年分表記し、市民に対し各施設の現況がより一層明確になるよう努めた。</p> <p>【 措置済 】 平成31年 4月 1日</p> <p>施設別行政コスト計算書においては、職員給与費、物件費、減価償却費など、各費用ごとの数値を示すとともに、利用者や市民1人当たりなどの単位当たりの純経常行政コストを示し、各施設の状況を明らかにした。公共施設のマネジメントについては、平成31年4月より、管財課が所管していた施設マネジメント業務を行財政改革課の所管とし、公共施設の適正配置に向け、ソフトとハードの両面から、その検討を進めるよう体制を整えた。</p>
<p>(5) 指定管理者制度について</p> <p>ア 公の施設の管理につき指定管理者制度を導入するにあたっては、指定管理者が提供するサービスとその対価である収益との間にバランスが取れているかを見極めることが重要であり、そのような見極めができる職員を育成すること。</p> <p>【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>指定管理者がその施設を適正に管理していることを、施設を所管する職員が、管理監督できるよう、平成30年4月に「指定管理者制度運用ガイドライン」を作成し、指定管理者制度の周知やモニタリングの手法等の制度設計のブラッシュアップに努めた。また、指定管理者の選定委員会の運営を通じて、施設所管課の施設管理の意識向上を促していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年 8月28日</p> <p>「指定管理者制度運用ガイドライン」を通じて、指定管理者制度の周知やモニタリングの手法等の制度設計のブラッシュアップを行った。今後も「指定管理者制度運用ガイドライン」や「モニタリングマニュアル」の周知徹底を図ることで、施設所管課の施設管理の意識向上を促していく。</p>

<p>イ 公の施設の管理における指定管理者を選定するときには、指定管理者が提案する事業の実現可能性について、その事業に要する経費の範囲内で本市が求める良質なサービスの提供が確実にされるかどうかという視点ももって、引き続き厳正な審査を実施するとともに、計画に沿って事業が適切に実施されているかについて進捗管理を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 指定管理者選定委員会において、候補者からの提案の実現可能性について、今後も人員体制や計画事業の具体性について厳格な審査をするとともに、指定管理者による事業の実施が適切に行われていることを確認するため、モニタリングマニュアルの確実な実施を施設所管課に求めるとともに、モニタリングレポートの作成を通じ、指定管理者が管理する施設の管理運営状況の確認をしていく。</p>
<p>(6) 財務会計システムのリプレースについて 現在使用している財務会計システムについてリプレースを検討しているとのことであるが、リプレースするときには、事務効率を下げることがないよう、できる限り本市の条例や規則等に合ったシステムとすること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年10月16日 令和元年度の指定管理者選定委員会において、候補者からの提案の実現可能性と、人員体制や計画事業の具体性について厳格な審査をした。指定管理者による事業の実施が適切に行われていることを確認するため、モニタリングマニュアルによるモニタリングを実施させ、モニタリングレポートの作成を通じ、指定管理者が管理する施設の管理運営状況の確認をした。</p>
<p>(7) 公共施設アセットマネジメントについて ア 建物の適正な維持管理について設備の更新も含め検討する中で、より経済的に行う方法についても反映させるとともに、将来における財源確保も見据えて個別施設計画を策定すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 5月31日 地方公会計制度における財務書類作成において、固定資産台帳の作成効率の向上が課題であることから、財務会計システムのリプレースにあたっては、その課題を解決する仕組みを導入すべく検討をしている。</p>
<p>(7) 公共施設アセットマネジメントについて ア 建物の適正な維持管理について設備の更新も含め検討する中で、より経済的に行う方法についても反映させるとともに、将来における財源確保も見据えて個別施設計画を策定すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 次期リプレースにあたり、当課が担当する公会計の導入に関する部分については、できる限り事務効率を下げることがないよう図る。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 平成30年度に作成した施設カルテをもとに、令和元年度に各施設の個別評価（個別施設計画策定に向けた各施設のあり方検討）を実施していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年度に「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」を策定し、公共施設の管理に関する基本的な方針を定めた。この中で、将来の社会情勢の変化を踏まえた公共施設の適正化について考え方を整理するとともに、財源確保を見据え、アセットマネジメント基金を設置した。個別施設計画策定にあたっては、本方針及び令和元年度に実施した施設の分析結果を踏まえて策定するよう施設所管課に依頼しており、取りまとめは当課で部局横断的に調整を行うことで、より効果的な計画としていく。</p>

イ 平成31年度に行う予定の「個別施設計画策定に向けた各施設のあり方検討」においては、今後の人口減少に伴う施設の統廃合による集約化・複合化の観点や、行財政改革課が作成している施設別の行政コスト計算書と連携して検討すること。また、この内容については、将来の人口、利用状況、維持管理コスト等について、数値で分かりやすく説明して市民の理解を得られるようにすること。【要望事項】	【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 本年度、施設別の行政コスト計算書を踏まえた各施設のあり方の検討を実施する。検討の内容は、来年度施設所管課が策定する「個別施設計画」において、将来の人口、利用状況、維持管理コスト等、数値で分かりやすく説明して市民の理解を得られる計画内容策定のための資料としていく。
	【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年度からアセットマネジメントに関する業務を当課に統合し、行政コスト計算書と連携した分析、検討を進める体制とした。施設の分析においては、施設の諸元、利用者数、コスト情報等を集約、体系化した「施設カルテ」を基に施設ごとの分析に加え、施設種別ごと、地区ごとの分析を行った。集約化、複合化の可能性の観点からの検討についても、施設所管課へ説明を行った。また、施設カルテについては、ホームページに公開した。 本分析結果と「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」を踏まえ、施設所管課において施設の今後の方向性を検討することとしており、集約化や複合化など施設の方向性を変更する際は、市民の理解が得られるよう、施設カルテや本分析結果を基に丁寧な説明をしていく。

【管財課】

共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】	【 措置済 】 平成31年 4月 1日 年度当初に嘱託職員、臨時職員を含めた業務分担表を作成するとともに、繁忙期には応援体制を構築することで業務分担の平準化に努めた。監査結果を踏まえ、平成30年度はより徹底を図った結果、時間外勤務の一人あたりの月平均時間数は、平成29年度の21.5時間に対し、14.9時間、年間360時間を超える職員については平成29年度の2名から0名となった。平成31年度は、アセットマネジメント業務が行財政改革課へ移管されたことにより、技師2名が減員となったが、引き続き繁忙期には応援体制を構築するなど、時間外勤務の縮減に取り組むことで、職員のワークライフバランスの充実を図る。
共通（2）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】	【 措置済 】 平成31年 4月 1日 日付の記載漏れがあった文書に、日付を記載した。また、四日市市文書管理規程について職員全員に周知徹底を図るとともに、文書取扱主任に加え、すべての決裁を庶務担当者に戻し、押印漏れ、誤植等の防止に向け、ダブルチェックを行うこととした。

<p>(1) 財産管理について ア 市有財産の総括事務を所管し、また、財政経営部が行う市の財政公表及び固定資産台帳のベースとなる財産台帳を管理しており、本市の財産管理について総括・指導する立場であることを認識し、財産管理のあり方や記録管理のルールづくりに関係部局と連携して取り組むこと。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 公有財産台帳の調製等、管財課は市有財産の総括事務を所管しており、財産管理について総括・指導する立場であることを認識し、固定資産台帳を所管する行財政改革課、市の財政公表を行う財政課と連携しながら、財産管理のあり方や記録管理のルールづくりを進めていく。</p>
<p>イ 公有財産関係課に対し、所管する全ての公有財産を毎年度末に実査するよう指導している。一方で管財課が所管する多くの公有財産については、数年かけて実査を行うに留まっている。公有財産についての実査のあり方、基準を明確にし、遵守すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 財産の管理について、当課は財産管理の統括・指導する立場であることをしっかり認識し、行財政改革課、財政課と財産管理や記録管理のあり方について確認を行った。引き続き財務会計システムのリプレースに合わせて、行財政改革課と連携しながらルールづくりに取り組んでいく。</p> <p>【 検討中 】 令和 元年 5月31日 各所属に対しては、年度末までに財産を実査し、紛失の有無や品質保持、安全、使用状況、事故防止対策を確認するなど、適切な財産管理を行うよう引き続き周知を図る。管財課では多くの財産を管理し単年度での全件実査は困難なことから、普通財産（約240件）については、5年で全件が実査完了するよう年次計画を策定する。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 各所属に対しては、年度末までに財産を実査し、紛失の有無や品質保持、安全、使用状況、事故防止対策の確認するなど、適切な財産管理を行うよう引き続き周知を図っている。管財課においては、管理する財産が多く単年度での全件実査は困難なことから、普通財産（約240件）については5年間で全件が実査完了するよう年次計画を策定し、令和元年度は約50件を実査する。</p>

<p>ウ 市全体で膨大かつ多様な財産を保有しており、限られた人員で適正に管理していくには難しい状況にある。これらの財産を市で保有し続けることの意義について、市民目線により検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 普通財産のうち、売払い可能な物件については売払いに向け取り組み、また比較的整形で一定規模の物件のうち早期売却が困難な物件については、貸付可能物件として、市ホームページにて周知を図っている。今後も引き続き、維持管理経費等コスト意識を持ちながら、適正な財産管理に努める。</p>
<p>(2) 石碑の管理について 市有地に設置されている管理者が不明な石碑がたくさん存在するが、地震による倒壊が心配されるところである。管財課から土地所管部局に対し、年間に一度実査による調査・点検を行ったうえで、倒壊等の危険性がある場合には最低限の安全措置だけは講ずるよう指導を行っており、管財課は各部局から文書により管理状況の報告を受けている。しかし、安全管理の徹底のため、全体の一元的な台帳作成について検討すること。ただし、対象数が非常に多く、実査・管理業務の量も膨大となるため、管理方法等の整理を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 遊休地化に伴う除草等の維持管理経費削減や売却後における固定資産税収入の確保、またよりわかりやすい市民への周知方法等、市民目線に立ち保有資産の効率的な管理に向け改めて検討し、従来どおり売却可能な土地や比較的整形で一定規模の物件のうち早期売却困難な賃貸可能物件については、それぞれ売却・賃貸に向け取り組むこととした。 なお、売却可能な物件については、一般競争入札を実施し15, 230, 000円で売払いを行った。賃貸可能物件については、周知を図っている市ホームページの内容を充実させリニューアルするなど取り組んだ結果、5件の新規貸付を行った。</p>
<p>(3) 公共施設アセットマネジメントについて ア 建物の適正な維持管理について設備の更新も含め検討する中で、より経済的に行う方法についても反映させるとともに、将来における財源確保も見据えて個別施設計画を策定すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 年度末に各課から提出される石碑等に関する点検結果報告書を基に、平成30年度分から一元的な台帳を作成し、安全管理の徹底に向け整理を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 平成30年度末に各課から提出された石碑等に関する点検結果報告書を基に、一元的な台帳を作成し、安全管理の徹底に向け整理を行った。</p> <p>公共施設アセットマネジメント業務については、平成31年4月1日より行財政改革課に業務移管。</p>

イ 平成31年度に行う予定の「個別施設計画策定に向けた各施設のあり方検討」においては、今後の人口減少に伴う施設の統廃合による集約化・複合化の観点や、行財政改革課が作成している施設別の行政コスト計算書と連携して検討すること。また、この内容については、将来の人口、利用状況、維持管理コスト等について、数値で分かりやすく説明して市民の理解を得られるようにすること。【要望事項】

公共施設アセットマネジメント業務については、平成31年4月1日より行財政改革課に業務移管。

【市民税課】

共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について
ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。

【改善事項】

【 継続努力 】 令和 元年 5月31日
業務が集中する時期において、係間での業務応援や部内外からの市民税課経験者による応援などにより、業務の平準化を図っている。平成30年度には正職員が1名増員となったが、病気休暇や育児休業による欠員などで実働人員は増加しておらず、時間外勤務が年間360時間を超える職員数は前年度と同じ14人となっており、時間外勤務の縮減に結びついていない。今後も、委託している税申告時期の入力業務等も含め当初賦課事務の効率化に努め、時間外勤務の縮減に取り組んでいく。また、マンパワーの欠如が時間外勤務縮減の障壁となっているため、人員要望についてもしっかりと行っていく。

【 継続努力 】 令和 元年11月30日
業務が集中する時期に取り組んできた係間や部内外からの応援による業務平準化の取り組みに加え、業務が落ち着く時期に課税実務に関する内部研修を行うなど、事務の効率化や職員のスキルアップに努めた。しかしながら、令和元年度上半期においては、通常業務に係る一人当たりの1か月の平均時間外勤務時間数は45.6時間で前年同期比で約2割(8時間)増加している。これは複雑化する税制への対応に係る業務量の増加や実稼働人員の減少によるものである。今後も粘り強く事務の効率化等への取り組みを継続するとともに、人事要望により実稼働人員の増を図り、時間外勤務の縮減につなげていく。

<p>イ 依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>申告の受付や申告内容に基づく課税計算などの個人住民税の当初賦課のため、市民税系の業務が集中する2月から4月にかけて労災認定基準を上回る勤務状況となっており、平成30年度についても前年度と同じ12人が同基準を上回っている。このような状況を打開するため、人員要求により、平成30年度は新たに正職員を1名配置した。しかしながら、病気休暇や育児休業による欠員などにより、実質的な増員とはなっていない。今後も引き続き実働可能な人員を要求するとともに、再任用職員や臨時職員も含めた係間の支援、市民税課経験者による部内外からの応援などにより、一層業務の平準化を図り、過重労働の改善を図っていく。</p>
<p>共通（2）内部事務管理について</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日</p> <p>個人住民税の当初賦課のため、2月から4月にかけて労災認定基準を上回る勤務状況となっている中、令和元年度においては予算上正職員1名増となったものの実配置はなく、平成30年度末に退職した正職員1名についても欠員のままである。このように益々過重となっている勤務状況を踏まえ、次年度以降の適正な職員配置に向けて必要な人員を強く要求した。また、これまで業務が集中する時期に取り組んできた係間の支援、市民税課経験者による部内外からの応援等を今後も継続し、業務の平準化を図ることで勤務状況の改善につなげていく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年 7月26日</p> <p>監査で指摘された事項など課員の認識が不十分であったため、事務処理に関する職員の理解度を高めるよう、平成30年5月24日の事前調査後、直ちに注意すべき内容として文書にまとめ、常に意識するよう課員に指示した。その後においても、上位職のほか、庶務担当係からもこれまで以上に牽制を働かせるよう指示し、不適切な事務処理が発生しないよう取り組んでいる。</p>

<p>(1) 地方税の知識の習得について 税額計算はほとんどG-Partner（総合住民情報システム）により自動化されているが、職員は手計算で算出できるくらいの知識を持つべきであるので、算出の根拠となる地方税法などの法令等についての理解を深めるため研修などの取組みを行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 1月11日 1年目の職員(新規採用職員も含む)は、税務実務研修(市町村税)の外部研修に毎年参加しており、他の職員についても、国際文化アカデミーによる課税事務研修や、毎年1月に開催される税務署主催の確定申告研修等を受講している。また、内部研修として、これまで行ってきた国際文化アカデミー研修受講者から課員への研修内容の伝達や、具体的な税額計算を行う実践的な申告受付研修に加え、新たに経験年数の少ない職員に対し、理解度が低い部分や誤った認識に陥りやすいケースなどに特化した研修を行うなど、税務職員として必要な知識の習得や実務能力の向上に取り組んでいる。</p>
<p>(2) 職員配置について 市民税課は新規採用職員が毎年数人配置されるため、全体的に市職員としての経験年数の少ない職員が多いことから、時間外勤務の原因となっていると考えられる。一方で市民の税金を扱うという責任ある業務経験も重要であることから、所属長は現在の職員配置のバランスが適正かどうか分析を行い、人員要望を行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 勤務実績「3年未満」及び「3年～5年」の職員数についての平成28年度から平成30年度までの推移は、「3年未満」が7人→8人→11人、「3年～5年」が5人→4人→1人となっており、年々バランスが悪くなっている。また、長期在職職員は病気がちの者が多く、他の職員の時間外勤務増の一因となっている。これらの要因を一度に解決することは困難であるが、少しずつでも職員配置のバランスが適正に向かうよう、長期の視野にたって粘り強く人事当局に交渉していく。</p> <p>【継続努力】 令和 元年11月30日 特に職員配置のバランスが悪化している市民税係について、市民税課での勤務実績「3年未満」及び「3年～5年」の職員数に関する平成29年度から令和元年度までの推移は、「3年未満」が8人→11人→9人、「3年～5年」が4人→1人→4人となっている。改善傾向にあるものの、勤務実績「3年未満」の職員数は係の実稼働人員の半数を下回っていること、かつ係長候補となる中堅職員が2名程度在籍していることがあるべき姿と考えており、更なる改善が必要な状況にある。また、体調が優れない職員が数名おり、他の職員の時間外勤務増の一因となっている。これらの要因を一度に解決することは困難であるが、少しずつでも職員配置のバランスが適正に向かうよう、長期の視野にたって粘り強く人事当局に交渉していく。</p>

<p>(3) 未申告者への調査について ア 個人市民税未申告者について、税務署等から資料を取り寄せて確認を行ったり、未申告者に申告書を送付したりして対応を行っているが、効率性やコストの面から訪宅による調査は行っていないとのことである。所得税の情報で把握できない未申告者についても、税負担の公平性が損なわれないよう、他市の取組みも参考にして調査に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 以前までは比較的業務が落ち着く秋頃に、申告書を送付しても返答がなく電話が繋がらない者等に訪宅を行っていたが、実際面会できた者の多くが申告義務がない者であった。その後始まった特徴推進業務や番号連携関連業務もその時期に重なり、業務量的にも困難なものとなったため、訪宅調査を廃止した経緯がある。また、県内の近隣市の取組みについて照会したところ、未申告者への申告依頼さえ行っている市もごく僅かで、訪宅調査を実施している市は皆無であった。参考となる事例はなかったが、当市が元々行っている給与支払報告書未提出事業所への指導に加え、法人市民税申告や国税当局からの提供資料である「源泉徴収義務者一覧表」も有効活用できるよう国税当局やそれらを利用している自治体等への照会を重ね、個人からだけではなく事業主サイドからのアプローチも検討していく。</p>
<p>イ 法人市民税について、市外に本店を置く法人が市内に初めて設置した事業所等の把握ができるよう調査方法を検討し、未申告法人の数が少なくなるように努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 国税当局からの提供資料である「源泉徴収義務者一覧表」の活用について検討してきたところであるが、当該一覧表に記載の事業所情報の数値項目には電話番号はなくその他は法人番号が記載されている程度のため、市が把握している事業所情報とのマッチング作業や事業所への問い合わせに到達するまでが非常に困難な状況である。 また、税制改正により平成31年度から合計所得金額1000万円超の者の配偶者控除が廃止となり、今まで控除対象者として未申告者と区別できていた者が区別することができなくなるなど、今まで以上に本来この業務のターゲットとすべき申告義務があるにもかかわらず申告していない者の抽出・調査に作業と時間を要することとなった。このような課題を解消すべく事務処理の運用フローの構築に努めており、引き続き、税負担の公平を確保するため、未申告者の調査方法について、税務署への対象事業所の詳細な情報提供依頼や他市の取組みの研究などを行っていく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年 8月 1日 市外に本店を置く法人が市内に事業所等を設置する場合は、新規又は既存の建物に設置されることから、新規建物については、事業所税担当者との連携を図って情報の収集を行っており、既存建物については、事業所等の廃止届があった後、次に入る事業所の調査を行い、異動の実態を把握している。また、民間の求人情報を活用することなどにより、新規に設置する事業所等の把握に努めている。</p>

<p>(4) 課税誤りの発生防止について 課税誤りが発生した場合は、その誤りが発生する要因について分析を行い、ヒヤリ・ハットの例も集積して課内で共有することで、課税誤りの発生を防止すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年12月14日 『平成30年度課税における「課税誤り」の内容、原因、再発防止策等とりまとめ一覧表』を作成し、平成30年12月14日に課内で共有を図り、再発防止に努めている。</p>
<p>(5) 税務政策の企画及び調査について 事務分掌に「税務政策の企画及び調査に関すること。」とあるが、日常業務に追われる中で十分に機能していない。現在は市税収入が安定しているが、今後普遍的な財源の確保が必要になった場合や特定の事業に係る財源の確保が必要になった場合に備えて、法定外目的税など他市の政策を調査・研究しておくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年5月17日 全国の地方公共団体における法定外税について調査したところ、平成30年4月時点の導入件数は59件であり、そのうち核燃料と産業廃棄物に関する税が法定外税に係る税収の約9割を占めている状況であった。将来的に税収が落ち込み、本市独自の課題や行政需要への対応に新たな財源が必要となった場合に備え、引き続き他の地方公共団体の動向や先進的な事例について注視していく。</p>
<p>(6) 東京事務所との連携について 本市の歳入に大きな影響を及ぼす税制について、東海地区税務協議会を通じて関係省庁への要望活動を行っている。加えて、東京事務所をさらに活用して、税制に関する情報収集や要望活動をより活性化すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年12月21日 平成31年度税制改正について、東京事務所から関係情報を入手するとともに、市長会や税務関係団体を通じ他市と連携して国への働きかけを行ったこともあり、平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正大綱において、本市の税収に多大な影響を及ぼす改正は見受けられなかった。今後も、本市に大きな影響が及ぶ改正に向けた動きなどについて、東京事務所のネットワークも活用しながらいち早く掴み、それを踏まえた要望活動に係る国会議員や関係省庁との連絡・調整等について、東京事務所の協力を得ながら早期の要望につなげていく。</p>
<p>(7) ふるさと応援寄附金について 平成29年度の本市への寄附金額は約1,914万円であるのに対し、本市の市民が他自治体へ寄附をおこなったことによる控除額は約2億5,370万円と大きく乖離がみられる。この収支差を縮めるため、返礼品を継続する場合は、本市の企業の魅力的な産品についての情報や首都圏のニーズに関する情報を把握できるよう、シティプロモーション部や東京事務所など全庁的な連携を行い、よりよい返礼メニューについて研究すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月1日 本市を応援いただける寄附者を増やすことに加え、シティプロモーションや地場産業の活性化にもつなげるよう全庁的な連携を図り、平成30年11月1日に返礼メニューのリニューアルを実施した。地場産品等を11品から145品に増やしたほか、体験型メニューを新たに2件追加するなど返礼メニューを拡充した結果、リニューアル実施から平成31年3月までの寄附受入額は、前年同期比で174%と大幅に増加した。今後もふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえつつ、ふるさと納税に関する企画・広報を担うシティプロモーション部など、関係部局と連携しながら本市の魅力発信や活性化に資するよう取り組んでいく。</p>
<p>(8) 納税思想について 税務署などの関係機関と連携して取り組む小中学校等での租税教室へ講師派遣を行っている。子供たちへの納税思想の普及や職員の能力の底上げにもつながるため、今後も積極的に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年1月28日 租税教育に関する事業について、平成30年11月中旬から平成31年1月下旬にかけて、租税教室の講師として市内の小中学校5校に若手職員を派遣するとともに、税金展等のイベントにも職員を派遣するなど、積極的に取り組むことができた。引き続き税務機関や税理士会、法人会、教育関係機関など様々な団体と連携し、児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらおうとともに、職員自身の能力向上にもつなげるよう租税教育の推進に積極的に参画していく。</p>

【資産税課】

<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 ５月２７日 課内会議及び係内会議を通じて、文書事務の手引や会計事務の手引を再確認し、不明点は会計管理室など担当部署に確認したうえで適正な事務処理を行うよう指導した。また、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」を参考に、係長、課長補佐など各承認者が確実なチェックを行い内部牽制を徹底するよう指導した。各承認者による確認の徹底と細やかな指導の実施により、不明点を解消したうえで適正な事務処理を行う意識の定着を図っている。</p>
<p>（１）人財育成について ア 建築技術の多様化、高度化に伴い、より専門的な知識や経験が必要な大規模な新築家屋について、固定資産家屋評価業務を外部委託している。委託をすればより適正な課税につながり、コスト的にも安くなるが、こうした専門的知識は業務上必要であり、外部委託により職員の資質の向上や維持が疎かになり、人財の希薄化につながるおそれがある。委託した場合、評価のノウハウを市にしっかり還元し、情報共有を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 ５月２７日 委託先は、建築確認検査業務等を手掛け専門技術者を多数揃えた組織であり、特殊工法や新素材・新構造を使用した複雑な建築物の評価においても総務省が示す基準に沿った判断を示してくれる。 特に、法改正により生み出された新建材・新素材を取り入れた主体構造部（杭工法）、内外装材、建築設備、消防設備（昇降機、避雷針）等を詳しく調査・研究し、専門知識が不足する本市職員に性能、効果及び価格等を具体的に表してくれた。 委託先との打ち合わせにおいては、担当職員を含む複数の職員が参加し、１物件につき２、３回、評価方法の協議を行ったうえで、協議結果を係会議で共有することにより、職員の新しい専門知識の習得を図った。</p>
<p>イ 家屋調査については２人を原則としているが、調査データの入力についても、１人ではなく、同行したものが再度チェックすることにより、誤りの件数を減らすとともに入力項目の選択に必要な専門的知識の取得につなげることを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成３０年 ８月 ２日 賦課業務の根幹である実地調査の重要性は強く意識しており、２人での訪問調査を進めている。実地調査時における指導に加え、家屋評価に伴う入力業務においても、お互いの同行者による再確認を実施することにより、入力誤りの発見に加え、評価方法についての知識の習得につなげている。</p>
<p>（２）空き家に対する課税について 最近増加している空き家に対する課税について、老朽化の具合等、建物の状況によって判断しているとのことだが、引き続き空き家の現況を十分確認したうえで、課税対象となる家屋に当たるかどうかを適正に判断するとともに、市民に説明ができるようにすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成３０年 ８月 ２日 複数の職員による実地調査を行い、固定資産評価基準に基づいて適正に判断したうえで、市民への丁寧な説明に努めている。</p>

<p>(3) 課税誤りの発生防止について 課税誤りは、1件でも市民からの信頼に非常に与える影響が大きい ため、原因をしっかりと分析し、結果を蓄積して情報共有すること で、課税誤りの発生を防止すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 生前贈与による所有権の一部移転など、登記異動の把握もれについ ては、登記簿閲覧による確認の徹底、また、入力作業後、複数の職員による 再確認及び検印を徹底することにより、課税誤りを防止することができ た。今後も、課税誤りの原因の分析及び発生防止のため体制整備に努め る。</p>
<p>(4) 法定相続人調査について 所有者が死亡した固定資産の法定相続人調査を行っており、一部につい て外部委託している。今後、単身高齢者世帯が増加すると調査件数も増え ると想定されることから、外部委託による調査と職員による調査のコス トを比較するなど、今後の調査のあり方を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月 2日 平成31年度課税分における課税誤りの最大の原因は、土地家屋の所有 権の変更を把握できなかったことによるものであった。法務局から通知さ れる所有権移転について課税台帳に正しく登録するため、複数職員による 確認を改めて徹底した。また、法務局に対し漏れのない正確な登記の異動 通知の発出を改めて依頼するとともに、複雑な異動については登記簿の閲 覧による確認を職員に徹底した。これらの対処結果について、係会議で職 員に周知することにより情報共有を行った。引き続き、課税誤りが発生し ないよう取り組んでいく。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年 5月27日 法定相続人調査においては、まず死亡者全員について職員が調査を行 い、書類を送付し、それに対して返事がない場合と相続放棄の場合に、さ らなる法定相続人の調査を行っている。そのうち、外部委託した方がコス トが安価となる、本籍地が市外であり、かつ、法定相続人の数が多く戸籍 取得に時間を要する事案について外部委託することとし、効率的に調査を 行っていく。</p>

【収納推進課】

<p>共通 (1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。 しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受 けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置 や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランス を充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適 正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 収納率を維持向上させるための夜間催告や休日催告に伴う時間外勤務が 主なものとなる。360時間を超える職員数は、平成29年度は3名、平 成30年度は2名と1名減となったが、引き続き係間の応援体制や業務の 平準化を図るとともに個々の職員の業務に対する適正も見極めつつ、時間 外勤務の縮減に、より一層努めていく。</p>
<p>【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 時差出勤勤務制度の適用に加え、係間の応援体制の更なる強化、週休日 の振替休日の取得の徹底などに取り組んだ結果、平成30年度上半期3人 であった180時間を超える時間外勤務を行った職員の数が、令和元年度 同期において0人となった。引き続き係間の応援体制や業務の平準化を図 り、時間外勤務の縮減に取り組んでいく。</p>

<p>(1) 嘱託職員の育成について 滞納の初期段階にある者に対する電話催告「さわやかコール」を平成14年から実施しており、その業務を7人の嘱託職員が担っている。この7人の嘱託職員の勤続年数は、16年の者が4人、7年の者が1人、3年の者が2人となっており、知識や技術の継承がスムーズになされるか懸念がある。知識や技術は、経験により最も効果的に習得できるものであると思われるため、人材育成は計画的に実施すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 嘱託職員については、採用後、5年毎に試験を実施している。また、定年を迎えた場合などは、一般公募により試験を実施している。現状においても経験豊富な職員から架電の仕方や交渉記録内容の把握方法などを事例に基づいて指導するなど、知識や技術も継承しており、人材育成は計画的に実施している。今後も、知識や技術の継承に努めていく。</p>
<p>(2) 債権管理について ア 清算終了の登記がなされ法人格が消滅した法人だけでなく、清算終了の登記はないが、調査の結果、事実上の清算終了状態であると判断した法人についても、納税義務の消滅事由に該当するものとして、不納欠損処理をしている。法人における事実上の清算終了状態の有無（将来の事業の再開の見込み）については、税負担の公平性の観点を踏まえて、慎重に見極めること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 法人の不納欠損処理については、将来の事業の再開見込みは、課税課における法人の登録状況や関係者への十分な聞き取りをするなど調査し判断をしている。引き続き、税負担の公平性の観点を踏まえた業務の遂行に努めていく。</p>
<p>イ 市税債権の不納欠損処理に関する起案文書に、納税義務の消滅事由に関する調査の結果が明瞭に記載されていない事例が見受けられた。起案文書に調査結果を明瞭に記載すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 不納欠損理由については、第三者が見ても分かるように、より詳細に記載することとした。</p>
<p>(3) 滞納者対策について 個人市民税については、所得に応じて税額が定められており、個人の負担税力を勘案したものとなっている。このことを踏まえ、滞納者には、とりわけ特別徴収をしている給与所得者との公平性を損なうことのないよう対応していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 市債権は、市民負担の公平性、公正性を確保する必要があるだけでなく、貴重な財源でもあることから、滞納者に対しては督促や催告状の送付などに加え、財産調査による滞納処分を実施し引き続き、適正な債権管理に努めていく。</p>
<p>(4) 還付加算金について 市税の過誤納金を還付し、又は充当する場合に発生する還付加算金については、地方税法において過誤納金の区分に従い算出基礎となる期間が詳細に定められている。還付加算金の支出事務を担当する当課において地方税法の規定に精通することにより内部牽制の役割も果たし、適正な還付加算金の交付に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 地方税法総則逐条解説を参考とするなど地方税法の規定に基づき、引き続き適正な還付加算金の交付を行うとともに、内部牽制にも努めていく。</p>
<p>(5) 生活困窮者に対する納付相談について 生活困窮者に対しては、個々の事情に合わせたきめ細かい納付相談の実施に努めているが、一部の市民には型どおりの対応に感じられることから、これからも引き続き相談しやすい環境づくりを心がけていくこと。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 納付相談については、個々の事情を聞き取り、きめ細かな対応を行っているが、より丁寧にわかりやすく説明を行い、今後も相談しやすい環境づくりに努めていく。</p>

<p>(6) 新しい納付方法について 今後、更に高齢化が進んでいくということを考えると、コンビニエンスストアや銀行などの窓口に出向かなくても自宅において納付手続きができるクレジットカード収納などは、市民のニーズがある納付方法である。クレジットカード収納も含めて、これからの市民ニーズにあった新しい納付方法について、それを導入したときの費用対効果も踏まえ、研究を続けていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年12月5日 納付方法については、従来からの納付方法に加え、平成30年4月からスマートフォン等の専用アプリを利用し、クレジットカード収納と同様、時間・場所の制約なく納付できる環境を整えた。 クレジットカード収納の導入については、導入済自治体における平均利用率が1%未満と極めて低い点やシステム等の改修費が高額であること、また、ポイント付与により不公平感が発生するなどの課題がある一方、スマートフォン・アプリを利用して、クレジットカード収納の代替的手段を構築したこともあり、現時点での導入は考えていない。今後、国の施策によりキャッシュレス化が進む中、クレジットカード収納の利用率がどこまで向上するのかを見極め、導入にあたり、引き続き慎重に検討をしていく。</p>
<p>(7) SNS等を活用した納税の周知について 市税の納期限と口座振替による納税の推進を周知するため、従来の広報よっかいちへの掲載やケーブルテレビでの放映のほかに、平成29年度からはSNSや電子掲示板への掲載を開始した。これらの新しい媒体を活用した周知について更なる充実を図っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月30日 地区市民センターが発行し各戸回覧を行っている「センターだより」に市税の納期限や口座振替による納税の推進に係る記事を掲載して、周知方法の充実を図った。各種媒体を活用し引き続き実施していくとともに新たな周知方法について研究を行っていく。</p>